

上山市いじめ防止基本方針

上山市教育委員会

平成26年

(令和4年3月改定)

目次

◇はじめに	1
-------	---

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1. 目的	1
2. いじめの定義	1
3. 関係者の責務・役割	2
(1) 市の責務	2
(2) 学校及び学校の教職員の責務	2
(3) 保護者の責務	3
(4) 市民の役割	3
4. いじめの問題等への組織的対応	3
(1) 上山市いじめ問題対策連絡協議会	3
(2) 上山市いじめ問題専門委員会	3
(3) 上山市いじめ重大事態再調査委員会	3
(4) 学校に置く「学校いじめ対策組織」	3
5. 関係機関との連携	4

II いじめ防止等の基本的施策

1. 未然防止の取組	5
(1) 「まなび」確立プランの推進	5
(2) 「いきがい」実感プランの推進	5
(3) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進	6
(4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	7
(5) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進	7
(6) 教員等の資質能力の向上	7
(7) いじめに関する調査研究の実施	8
2. 早期発見の取組	8
(1) 早期発見のための基本的な考え方	8
(2) 早期発見のための具体的な取組の推進	8

3. いじめ発生の場合の適切な対応	9
(1) いじめ対応の基本的な流れ	9
(2) いじめ発見時の緊急対応	10
(3) いじめと認知した場合の対応	11

Ⅲ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

1. 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒	13
2. 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒	13
3. 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒	14
4. 被災児童生徒	14

Ⅳ 重大事態への対応

1. 基本的な対処の構造	14
2. 市教育委員会又は学校による対処	15
(1) 重大事態の発生と調査	15
(2) 調査結果の提供及び報告	18
3. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	19
(1) 再調査	19
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	19

Ⅴ 点検・評価と不断の見直し

1. いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方	20
2. 市教育委員会等が行う点検・評価	20
3. 学校における点検・評価	20
(1) 学校評価を通して	20
(2) 教員評価を通して	21
4. いじめ防止基本方針の見直し	21

「上山市いじめ防止基本方針」

上山市教育委員会

はじめに

いじめはどの学校にもどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持することを目的に、関係機関の連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

この上山市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行、以下「法」という。）第12条第1項の規定及び国のいじめ防止等のための基本的方針（平成25年10月11日策定、平成29年3月14日最終改定、以下「国基本方針」という。）に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されたものである。

このたび、平成29年3月に国が行った「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂をふまえ、本市におけるいじめ未然防止に向けた取組の充実や、いじめの認知に対する共通認識の構築、早期からの組織的な対応の徹底など、より実効的ないじめの未然防止、早期発見、適切な対応につなげるため、市基本方針を改定する。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1. 目的

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害に当たる問題であることについて、児童生徒が十分に理解することを目的としなければならない。

このため、上山市いじめ防止基本方針（以下、「市基本方針」という）は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについて、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的に進めるため、以下についての取組を定める。

- ①市や学校における組織体制
- ②いじめへの組織的な対応
- ③インターネット上のいじめへの対応
- ④重大事態への適切な対処
- ⑤点検・評価と不断の見直し

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。また、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをされる。
等

3. 関係者の責務・役割

（1）市の責務

市基本方針に基づき市立小・中学校におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講じる。

（2）学校及び学校の教職員の責務

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見、及び事案対処に組織的に取り組む。学校いじめ防止基本方針によりいじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげるために、学校いじめ防止基本方針について、事前に保護者、生徒に積極的に公開する。
- ② 学校においては、いじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等のPDCAサイクルを推進する。
- ③ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。組織的対応により特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数の目による状況の見立てを行うようにする。

【いじめの問題に対する教職員の基本認識】

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはど

の児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。

②いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。

※当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

③いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。

④担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

(3) 保護者の責務

①子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うように努める。

②子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

③子がいじめの加害者となった場合には、いじめ行為を行わないよう指導する。

④学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 市民の役割

①地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。

②いじめを発見した場合等には、学校、関係者機関等に速やかに通報するよう努める。

4. いじめの問題等への組織的対応

(1) 上山市いじめ問題対策連絡協議会

市は、法第14条第1項にの規定により、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、条例により「上山市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、いじめの実態、未然防止、早期発見、適切な対応等、いじめ問題について協議を行う。

(2) 上山市いじめ問題専門委員会

上山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項の規定により、いじめ防止等のための必要な対策に関することを調査審議するため、連絡協議会との円滑な連携のもと、教育委員会付属機関として、条例により「上山市いじめ問題専門委員会」（以下、専門委員会という。）を設置する。専門委員会は、必要に応じて教育委員会の判断で、法第28条第1項に規定する学校での重大事態発生時における調査等について対応する。

専門委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。なお、特別の事項を調査する必要があると認めるときは、専門委員会に調査員を置くことができる。調査員は、教育委員会が委嘱する。

(3) 上山市いじめ重大事態再調査委員会

市長は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査結果の報告を受け、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、市の付属機関として、条例により「上山市いじめ重大事態再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という。）を置くことができる。再調査委員会の委員は、市長が委嘱する。

(4) 学校に置く「学校いじめ対策組織」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等

に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

ここでは、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。学校いじめ防止基本方針や対応マニュアル等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらの情報共有は、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、管理職はリーダーシップをとって情報共有を行いやすい組織の整備や環境の醸成に取り組む必要がある。

なお、より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、複数の教職員、配置されているスクールカウンセラー・教育相談員等をはじめ、学校評価に関わる委員（学校評議員等）、民生委員、児童委員など地域内の人材に参加を求める。また、教育委員会との連携をもとに、可能な限り心理や福祉の専門家等による組織への参加を求めていく。

【学校いじめ対策組織】の構成員（例）

◇校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当職員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導に関わる教職員等

◇校外関係者：スクールカウンセラー、教育相談員等、PTA代表、学校評議員代表、学校医、民生委員・児童委員、可能であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等

【学校いじめ対策組織】の取組内容

①学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等

ア) いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報共有の機会を設定する。

イ) 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自尊感情や自己有用感が高められるようにする。

②いじめの相談・通報の窓口としての対応

③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

④いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

5. 関係機関との連携

市教育委員会は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、その他の必要な体制を整備する。

連携にあたっては、各学校のホームページへの学校いじめ防止基本方針の掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時や、児童生徒の生命、

身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある時は、市教育委員会又は学校は上山警察署に報告する。

その他、必要に応じて児童相談所、医療機関、法務局と連携し、早急にいじめへの対策を講じることが出来るようにする。

Ⅱ いじめ防止等の基本的施策

1. 未然防止の取組

(1) 「まなび」確立プランの推進

～「主体的、協働的に学び続け、確かな学力を身に付ける子ども」の育成～

- ◇ 担任力（授業力、児童・生徒指導力、特別支援教育力、ICT活用・情報モラル）の向上を図り、学力向上につながる（子どもたちが認め合い、尊重し合える）学級をつくる。
- ◇ 各教科において児童・生徒に付けたい資質・能力を明確にし、それらを身に付けさせる探究型学習に取り組む。
- ◇ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することや、教科等横断的な視点に立った学習を充実させることを通して「主体的・協働的に学び続け、確かな学力を身に付ける子ども」をめざした授業改善に取り組む。
- ◇ 一人一台整備されたタブレットを中心としたICT機器の活用及びICT支援員の効果的な派遣により、個に応じた学びを充実させるとともに、各教科の特質に応じて適切な学習場面での情報活用能力の育成を図る。
- ◇ 教育活動全体を通じて児童生徒の交流を大切にすることで、互いに理解を深め、尊重し合う学習活動を行い、自己有用感を実感させる。
- ◇ 児童・生徒の発想や思いを大切にするとともに、事前・事後の指導を充実させ、目的意識の明確な質の高い体験活動を展開する。

(2) 「いきがい」実感プランの推進

～「生きている喜びを実感し、いのちいっぱい生きぬく子ども」の育成～

- ◇ 学校・家庭・地域の協働を意識し、関係機関と連携しながら「いのちの教育」を推進
- ◇ 性に関する指導の推進や性同一性障害や性的指向・性自認に係る理解を深めることにより、互いの人格を尊重し合える関係づくりを進める。
- ◇ 関係諸機関と連携しながら校内外における安全教育（生活・交通・災害安全）及び情報モラル教育を推進し、自らの命を守るための危険予測・回避能力を育成する。
- ◇ 教育活動全体を通じて、人権教育を推進し、自他の人権を尊重し合う態度を養う。
- ◇ Q・Uの分析・活用を生かした個に応じたきめ細かな学習指導と親和的な学級集団づくりにより、自己存在感や自己有用感を高め、学ぶ楽しさや喜びを味わえるようにする。また、教育活動全体で生徒指導の3機能を生かし、互いを尊重し合う人間関係づくりを進める。
- ◇ 全ての児童・生徒会活動や学級活動等で、児童生徒が自ら学校・学級づくりに参画できる手立てを講じ、自分たちで学校生活をつくる意識を高める。

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的な相談・対応体制を機能させ、いじめなどの兆候に対する危機感を共有することにより、いじめの未然防止と「未発見・未解決ゼロ」を目指す。
- ◇ 特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育支援体制を機能させ、当該児童生徒及び保護者の教育的ニーズを的確に把握し、個別の指導計画を作成するとともに、保護者や関係機関と連携することにより、個に応じたきめ細かな教育的支援を計画的に行う。
- ◇ 道徳教育は教育活動全体を通じて行い、道徳科の時間においては、ねらいを明確にし、「考え、議論する道徳」を意識した実践を工夫し、内面に根ざした豊かな心を育む。
- ◇ 総合的な学習の時間、各教科等において豊かな体験の場を位置付け、「困難・失敗・挫折・試行錯誤・成就」等の体験を通して、たくましい心を育てる。
- ◇ 教育活動全体を通じて、系統立てたキャリア教育を推進し、自立と社会参加に向けて必要な資質や能力を育成する。

(3) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

① 児童生徒理解の努力と工夫

ア) 日常的な会話や観察の他に、児童生徒の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査や個人面談、生活記録や日記等の手法を取り入れていくこと。

教職員間の情報共有、組織的対応にあたっては、いじめの未然防止、早期発見の実効化をもとに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画するなど、学校いじめ対策組織がこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする。

イ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握に努めること。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを効果的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

ウ) 市教育委員会や、PTA、地域等と連携し、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図り、インターネット上のいじめの抑止力につなげること。

【別冊資料：インターネット上のいじめへの対応について（山形県教育委員会作成）参照】

エ) 気になる児童生徒の情報等については、担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、各学校に置く「学校いじめ対策組織」により、学校・学年など組織として対応できる体制を整えておくこと。

オ) 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌に発展しないか分析すること。

※平成26年度より小学3年生以上の児童生徒のQ Uテストを実施し、活用す

るための教職員の研修を推進する。

カ) 管理職をはじめ、教職員の「危機管理（リスクマネジメント）能力」を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

② 少人数学級の利点を生かした教育の推進

「寸暇を惜しんで子どもに寄り添う」ことを基本姿勢として、「児童生徒の言動をつぶさに見つめる」「児童生徒の声によく耳を傾ける」ことから、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、クラスみんなが安心して過ごせる学級づくりを推進する。

さらに、児童生徒一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりを学校の教育活動全体を通じて行うとともに、児童生徒自身の主体的な活動を通して、自浄作用によりいじめの未然防止に繋げられる人間関係を構築していく。

(4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

各校において、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる特別の教科道徳の時間においては、各小中学校における重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

また、各学校において、児童生徒の「人権」意識を広く啓発し、人権の視点からいじめは絶対に許されないことであるという意識を高める。

(5) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進

各校で取り組んでいる児童会活動・生徒会活動をより主体的な取組に発展させていく。その中で、いじめも大きな課題であることを児童生徒が自覚し、自分たちの手で解決していこうとする主体的な活動を支援していく。

教職員は、「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめの助長につながる」等、毅然とした態度を持って積極的に後押ししながら、児童生徒の主体的な活動や問題解決能力を育む活動を通して、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

(6) 教員等の資質能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、ア) 自己存在感を与え、イ) 共感的人間関係を育成し、ウ) 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童生徒への配慮等、深い児童生徒理解に基づく指導・支援等を行う。

その中で、児童生徒間の人間関係を見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営や部活動運営等の在り方等について、校内外における研修機会等を設置し、教職員の資質向上に取り組む。また、部活動やスポーツ少年団の指導者等とも連携しながら、児童生徒の人間関係を把握し、児童生徒一人一人が自己有用感を持てる指導に努め、実践を通して担

任力の向上を図る。

(7) いじめに関する調査研究の実施

市教育委員会においては、いじめの実態把握のための調査の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知状況、解消状況、いじめの態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行うとともに、学校におけるいじめ防止等におけるいじめ防止等に関する取組に反映できるよう支援する。また、いじめを生まない学校づくりを推進していく。

2. 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

① いじめへの迅速な対処

言葉による攻撃や、叩いたり蹴ったりなどの暴力等のいじめに対しては、その場行為をやめさせる。遊びやふざけあいを装った言葉による攻撃や暴力に対しては、被害児童生徒の話をよく聴く。その際、被害児童生徒は加害側の児童生徒との人間関係によりいじめを否定することもあることに十分に留意する。加害児童生徒とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童生徒の心情に寄り添って傾聴していく。

② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。いじめられていると思われる児童生徒が発するサインが小さくても、被害児童生徒に寄り添いながら人間関係を把握し、積極的にいじめを認知していく。

また、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり、軽視したりすることが決してないようにする。

(2) 早期発見のための具体的な取組の推進

① 校内教職員のいじめ情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し、全教職員で情報を共有するなどいじめ情報ネットワークを構築できるようにする。こうすることにより、当該児童生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、いじめの芽の根絶につなげ、さらに、未然防止、早期発見につなげていく。

また、児童生徒や学級の状況把握に努め、気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

② 学校・家庭・地域のいじめ情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくとともに、家庭と連携して児童生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

③ 児童生徒・保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 児童生徒の文章や記録、学級通信等の活用

休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、教職員と児童生徒間で日常行われている生活ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりする。併せて、児童生徒の文章や描いた作品等をきっかけとした声がけや丁寧なコメントの記入、個人面談等を通して、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。また、児童生徒の様子は積極的に学級通信等で保護者に発信することを通して、学校教育に対する保護者の理解を得るとともに、相談しやすい環境づくりに努める。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケート、面談等の実施

定期的ないじめ実態を把握するアンケートなどにより、児童生徒の声に出せない声（悩み等）を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートによる調査においては、児童生徒が周りの児童生徒の様子を気にせずに記入できるよう、質問内容を工夫したり、無記名式としたりするなどの配慮を行う。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫を行い、的確に実態を把握する。

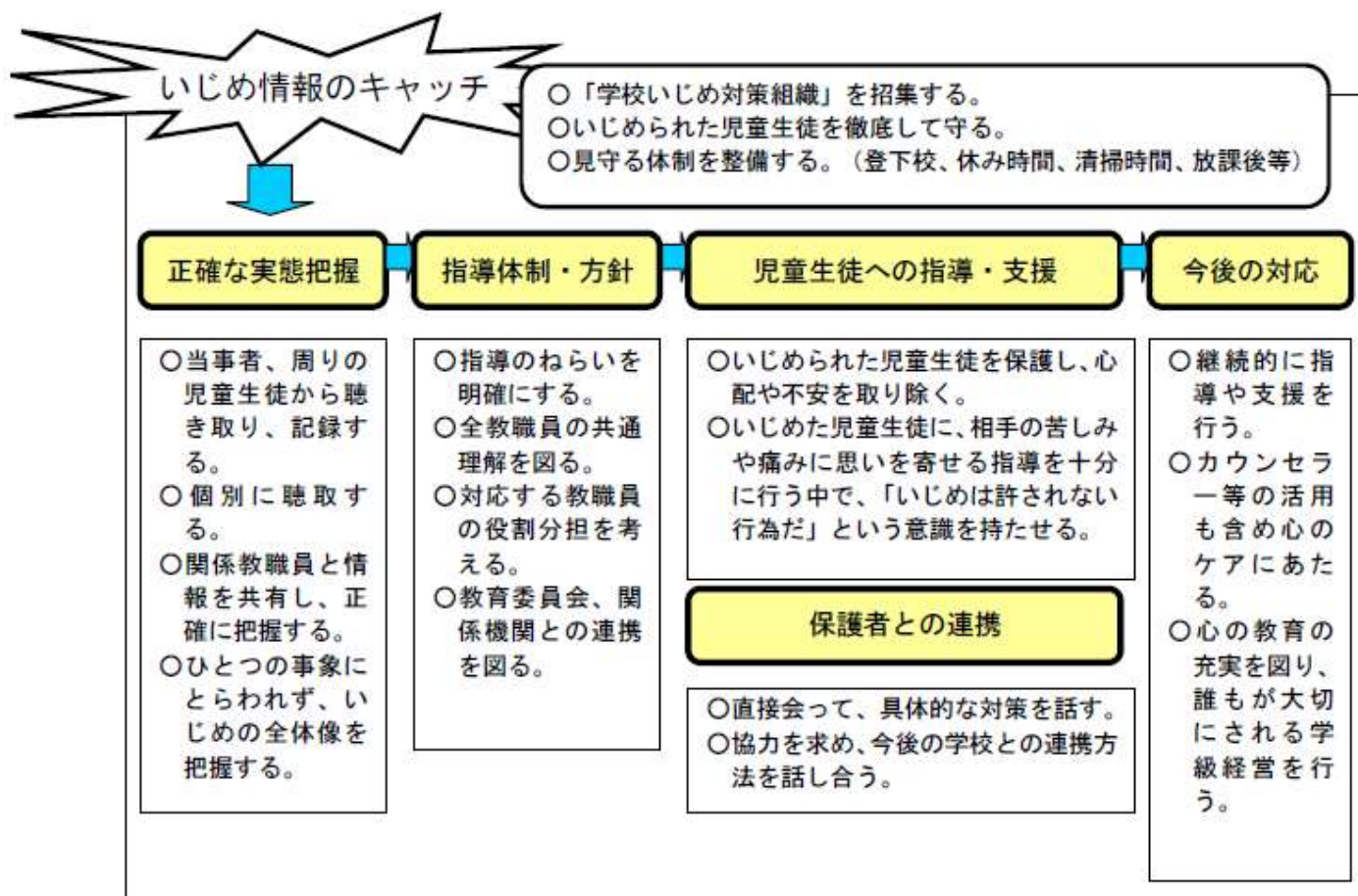
ウ) 相談窓口の設置と周知

児童生徒及びその保護者に、一人で悩まず声に出していくことが大切であることの理解を図るため、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、市教育委員会の相談窓口等を周知し、いつでも誰でも相談できる体制があることを知らせる。

3. いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

各学校においては、いじめの認知が解決への第一歩であるとの認識を持ち、日頃からアンケート調査・個別面談等により積極的認知に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく学校いじめ対策組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめに関わる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。



（２）いじめ発見時の緊急対応

学校は、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。学校いじめ対策組織においては、いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(3) いじめと認知した場合の対応

① いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた児童生徒への対応

いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導する等、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

② いじめた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめた児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせるとともに、ストレスの背景を理解し、適切に支援を行うことにより、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童生徒への対応

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。いじめた児童生徒への対応については、成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分に行い、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について市教育委員会と協議する。いじめた児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習の支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

③ 集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

なお、同調していた児童生徒はもちろん傍聴していた児童生徒にも、自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらいいかを学級全体で考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを勇気をもって行動できるように指導する。また、見て見ぬふりをするはいじめ行為に通じることをしっかりと理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、防止しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件を満たしている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされる場合であって、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものと定義している。

2つの条件とは、

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2つ、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本市においても、この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめられた児童生徒およびいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、解消していない事案については、県の調査に準じて追跡調査を行う。

Ⅲ 教育的課題から配慮すべき児童生徒の対応

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

1. 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

2. 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を推進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該児童生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

3. 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

4. 被災児童生徒

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

IV 重大事態への対応

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づく

1. 基本的な対処の構造

- (1) 校長は重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに市教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには直ちに所轄警察署に通報する。
- (2) 市教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内）この調査を行う主体や調査組織については、市教育委員会において判断する。
- (3) 市教育委員会は、上記（2）の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 市教育委員会又は学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 市教育委員会は、学校が上記（2）の調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う。

【重大事態への対処の基本的な姿勢】

○いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。

○児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。

○調査は迅速かつ計画的に行う。

○児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。

○児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

いじめられた児童生徒・保護者が詳細な調査や事実の公表を望まない場合であっても、市教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、いじめられた児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、いじめられた児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、市教育委員会及び学校は、いじめられた児童生徒・保護者の意向を適切に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

2. 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース＞

○児童生徒が自殺を図った場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 等

イ) いじめにより、当該児童生徒が「相当の期間」（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時

ウ) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言できないことに留意する。

エ) 上記ア)～ウ)以外の事案について、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。市教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報

告するものとする。

また、当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには直ちに上山警察署に通報する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法２８条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、市教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第２８条第１項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第２８条第１項の調査主体と、並行して行われる市長による調査主体とが連携し、例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市教育委員会又は学校が中心となっていく、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる市長による調査で実施する等、適切な役割分担について検討する必要がある。

④ 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、必要に応じて、県教育委員会（村山教育事務所）いじめ解決支援チームの協力を得ながら、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

公立学校における調査において、市教育委員会が調査主体となる場合、法第１４条第３項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速性を図るため各学校の既存のいじめの防止等の対策のための組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするも

のではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

この調査を実りあるものにするためには、市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。市教育委員会又は学校は、第三者機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、いじめられた児童生徒の身体・心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた児童生徒から直接聞き取りを行わないという判断をする場合もありうる。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを考える。

ウ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、市教育委員会及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有していることを認識する必要がある。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査につい

て切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。状況を把握できない段階で、トラブルや不適切な対応の有無を判断したり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

⑥ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、市基本方針Ⅱの3により、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、市基本方針Ⅱの3による実態把握のみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、実態把握のための調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（２）調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒・その保護者に対する情報を適切に提供する責任
市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになっ

た事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。この場合、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。市教育委員会及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、学校が市教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

3. 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（１）再調査

各学校からの上記２．（２）②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

市長による再調査を行う機関の構成員については、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とする。

再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、市教育委員会においては、例えば、指導主等の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討する。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならないことと

されている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

V 点検・評価と不断の見直し

1. いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方

いじめの問題は1980年代に学校における深刻な問題として表面化してから何度も社会問題になってきた。各学校では、いじめ問題について、常に細心の注意をしてくている。

しかし、いじめはインターネット上も含め大人の見えない世界で発生しており、その実態把握と取組の点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

2. 市教育委員会等が行う点検・評価

いじめの実態に関する調査結果の分析と考察

市教育委員会においては、年度末に行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び毎学期末における定期調査の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知状況、解消状況、いじめの態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

なお、次の事案については、認知後、速やかに把握し、分析と考察を行うと共に以降の取組に資するものとする。

- ア) 基本方針で定義しているいじめの重大事態
- イ) 「インターネット上のいじめ」に関するもの
- ウ) その他、特に必要と認められるもの

また、市教育委員会や各学校においても、上記諸調査における結果を分析・考察し、学校におけるいじめ防止等に関する活動に反映させていくよう指導する。

また、年度末に、いじめ防止対策に係る取組について、各学校の状況を点検し、改善を促していく。

3. 学校における点検・評価

(1) 学校評価を通して

市教育委員会は、各学校が、学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、その改善に取り組むよう指導、助言を行う。

・学校いじめ防止基本方針や事案対処マニュアルに基づいて、いじめへの対処方針

や指導計画を明確にしているか。

- ・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ・各学校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・いじめ防止・早期発見のための研修が年間計画に基づき定期的に行われているか。また、いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

- ② 学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行うこと

(2) 教員評価を通して

市教育委員会は、各学校が、教員評価においていじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価すること
- ② 各学級の実態に基づく評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるかどうか評価すること

4. いじめ防止基本方針の見直し

市は、市基本方針を必要に応じて見直していくが、当該基本方針の策定から概ね3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、市基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。